

消費税率の引上げとその対策

1. 税率の引上げ

	～平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	平成 27 年 10 月 1 日～
税 率	5 %	8 %	10 %
	消費税（国税）4% 地方消費税 1%	消費税（国税）6.3% 地方消費税 1.7%	消費税（国税）7.8% 地方消費税 2.2%
指定日	-	平成 25 年 10 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日

工事又は製造の請負、その他これらに類するもの（目的物の引渡しが一括して行われるもの）など一定の取引については、指定日前に契約を締結していれば、施行日以後に引渡しを行っても、旧税率による経過措置が設けられています。

2. 転嫁対策特別措置法が成立（平成 25 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

(1) 合理的な理由がなく、消費税の転嫁拒否等をする行為（減額、買い叩き等）の禁止

特定事業者（買い手、大規模小売事業者又は継続して商品または役務提供を受ける法人事業者）が取り締まりの対象です。

- 減額（対価は本体価格＋消費税という契約でも、消費税引上げ分を減ずる）の禁止
- 買い叩き（「通常支払われる対価」よりも低く定める）の禁止
- 商品購入、役務提供又は利益提供の要請の禁止
- 本体価格での交渉の拒否の禁止
- 報復行為の禁止

(2) 消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止

すべての事業者が取り締まりの対象です。

- 「消費税は転嫁しない」「消費税還元セール」「消費税分値引き」といった表示は禁止
- 消費税を意味することが客観的に明らかでなければ、禁止される表示にあたらぬ「新生活応援セール」「3%値下げセール」「8%還元セール」など

(3) 総額表示の緩和 ～外税表示が認められる～

すでに、平成 25 年 10 月 1 日から、総額表示が緩和されて、外税での表示も認められています（平成 29 年 3 月 31 日までの措置）。

飲食店や小売店等を営む皆さんは、値札やインターネットのウェブページ等の価格表示をいつから切り替えるのか、その時期を決定して早めに準備するようにしましょう。

【総額表示の例】

10,800 円（税込）
10,800 円（税抜価格 10,000 円）
10,800 円（内消費税額等 800 円）

【外税表示の例】

10,000 円（税抜価格）
10,000 円（税別）
10,000 円（本体価格）
10,000 円 + 消費税
10,000 円（税込 10,800 円）

（注 1）個々の値札等では税抜価格のみを表示し、別途、店内の目につきやすいところに、「当店の価格はすべて税抜表示となっています」といった掲示を行う方法でもよい。

（注 2）税抜価格の強調表示は、税込価格を明瞭に表示することが義務付けられている。税込価格表示の文字の大きさ、文字間隔、行間余白、背景の色との対照性

【明瞭に表示されていない例】

10,000 円（税込 10,800 円） 10,000 円（税込 10,800 円）

(4) 転嫁カルテル、表示カルテルが認められる

- 消費税の転嫁方法の決定、消費税の表示方法の決定等について、事業者が共同で取り決め、競争を制限する行為が認められる（独占禁止法の例外）
- 事業者又は事業者団体が、公正取引委員会に届け出ることが必要

3. 旧税率使用の経過措置の例

(1) 指定日関係の経過措置

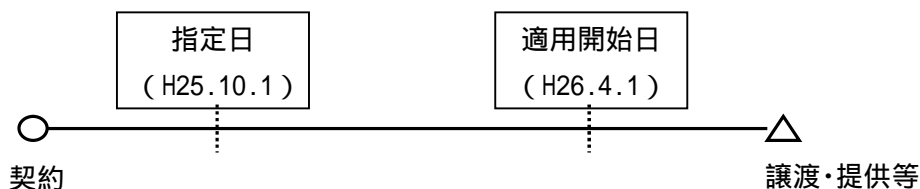
工事、製造の請負契約

指定日前に締結した工事、製造の請負契約が対象です。役務の全部の完了が一括して行われる設計、ソフトウェア開発は対象。月極めの警備保障やビルのメンテナンス契約は対象外となります。

元請け工事が経過措置で5%の消費税で売り上げる工事であっても、下請け業者への外注工事自体が経過措置対象外のものであれば、その外注工事が平成26年4月1日以降に完成した場合には、下請け業者には消費税8%で支払うことになります。

指定役務の提供

冠婚葬祭のための施設の提供等

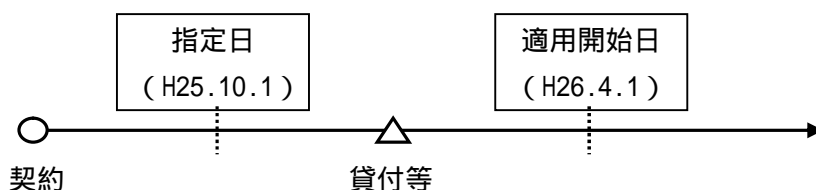


資産の貸付け

指定日前に締結した契約に基づき、適用開始日前から適用開始日以後も引き続き貸付けを行っている場合。貸付期間中の賃貸料が契約で定められており、対価の額の変更又は解約の申入れができる定めがないことなどの要件に該当するもの。

有料老人ホームに係る終身入居契約に基づく役務の提供

入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件に該当するもの

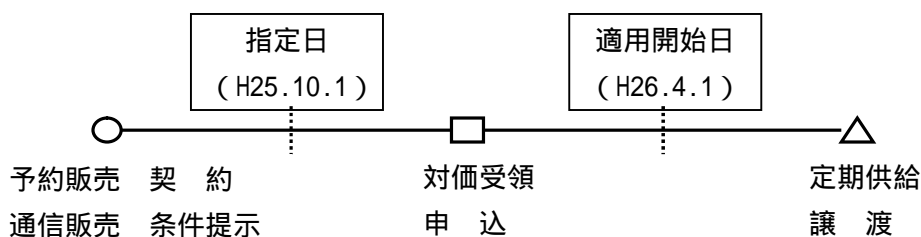


予約販売による書籍等

不特定多数の者に対する定期継続供給契約の基づき販売される書籍等。指定日前に契約し、適用開始日前に対価を領収していること。

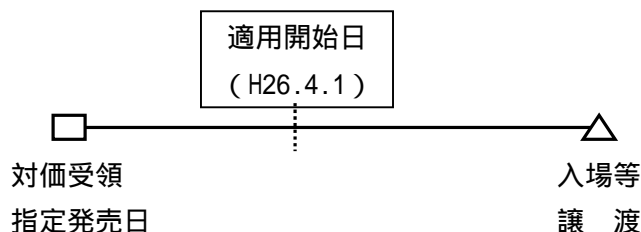
通信販売による商品の販売

指定日の前日までに販売価格等の販売条件を提示し、適用開始日前に申込みを受け、適用開始日後に提示した条件に従って商品を販売した場合



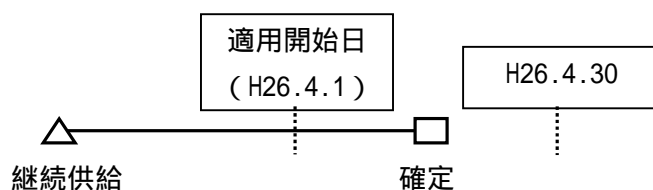
(2) 適用開始日関係の経過措置

旅客運賃、映画・スポーツ・コンサート・美術館などの入場料金等
 特定新聞の譲渡



電気・ガス・電話料金等

検針等により、適用開始日からその月の月末までに金額が確定するものは、適用開始日以後の部分も含めて旧税率を適用



4. 消費税引上げに対する準備を！

(1) 事業全体で適正利益の確保

- 価格体系の見直し（販売価格を維持するもの、3%転嫁するもの、値上げするもの）
- 駆け込み需要とその反動減への対策、販売計画を策定（誰に、何を、どのように）
- 適正な価格設定のために原価を把握し、コストを削減

(2) 納税資金と資金繰りに注意

- 事業者の場合は、預かった消費税から支払った消費税を差し引いた分を納税（税率引上げ分を転嫁できれば、損得はないはず）
- 入金額も増えるが、支払額、納税額も増える

	【税率 5%】			【税率 8%】		
	(税込)	(消費税)		(税込)	(消費税)	
売上	1,050	50	納税額が 10から16へ	売上	1,080	80
仕入	840	40		仕入	864	64
差引	210	10		差引	216	16

(3) 社内体制の整備

- 価格戦略（転嫁対策）
価格改定する商品としない商品の選択、組み合わせ、値上げの幅）
- 価格表示変更（外税表示、タイミング）
- 社内ルールの設定、従業員に周知徹底

(4) 経理処理に注意

- 経過措置や売上計上基準の確認（出荷基準、引渡基準、検収基準）
- 契約書や請求書の整備（経過措置を受ける場合は、請求書等に明示）
- 業務システムの変更準備

【工事請負契約書の代金の記載例】 全建総連様式より

請負代金 金 _____ 円也
うち工事価格 _____ 円 、取引に関わる消費税 _____ 円

1(経過措置[平成24年8月22日改正消費税法附則第5条第3項]の適用を受ける場合]法の定める指定日以降に設計変更等により契約金額が増額し、契約の目的物の引渡時点の消費税率が変更となった場合には、増額部分につき引渡時点での消費税率を適用するものとします。

2(経過措置[同上]の適用を受けない場合)
工期の遅れ等(請負者の責めに帰すべき場合を除く)により、契約の目的物の引渡時点での消費税率が変更になった場合には、変更後の消費税率に基づいて算出される消費税額との差額を決済するものとします。

【1年分の利用料等を一括して受取る場合】

代金の受取時に売上計上していれば、その時点での消費税率で会計処理が可能です。前受経理をしており、施行日以後の消費税の増税分を後日請求する場合は、トラブルを避けるために、あらかじめ、その旨を取引先に伝えておくといでしょう。

【短期前払費用による処理】

平成26年4月1日以後の期間に対応する対価について8%で請求されている場合、次のいずれかの会計処理の方法が考えられます。

- 仮払金による処理...4月以降の仮払消費税等を仮払金として翌期に繰延べる方法
- 仕入対価返還による処理...税率5%で仮払消費税等を計算し、翌期に対価の返還の処理をして、再度税率8%で計算し直す方法